

公募型簡易プロポーザル方式に係る手続開始の公告

下記の委託業務について、公募型簡易プロポーザルに係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和8年5月12日

静岡県知事 鈴木 康友

1 業務概要

(1) 業務名

令和8年度有料道路等の管理運営における官民連携事業の導入可能性調査業務委託

(2) 業務目的

本業務は、静岡県道路公社が管理する有料道路について、民間事業者の創意工夫を活用し一層の利用者サービスの向上や確実な債務の償還を図る観点から、コンセッション等の官民連携事業の導入可能性について、調査・検討を行う。

加えて、一般自動車道の管理運営や有料道路に接続する県管理道路の維持管理、沿線の公園施設、及び高架下の駐車場等の整備・管理についても一体的に検討を行う。

(3) 履行期限

令和9年3月5日限り

(4) 契約限度額

本業務の契約限度額は、23,045,000円（消費税込み）とする。

2 参加表明書及び技術提案書を提出するために必要な要件

静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足していること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格のうち、静岡県内に本社又は営業所を有し、かつ土木関係建設コンサルタント業務に係る競争入札参加資格の認定を受けている者であること。

(3) 以下に示す、同種又は類似業務について、平成28年4月以降に完了した実績を有すること。（元請として完了したものに限る。）

・同種業務：道路の整備・管理におけるPPP（官民連携）の導入可能性調査業務

・類似業務：公共施設の整備・管理におけるPPP（官民連携）の導入可能性調査業務

(4) 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和8年5月12日（火）の午前9時から令和8年5月28日（木）の午後5時まで

(2) 配布場所及び配布方法

静岡県共同利用電子入札ポータルサイトの入札情報システム（PPI）

<URL <https://www.ppi.cals-shiz.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>>

及び、静岡県交通基盤部ホームページ「プロポーザル方式に係る公告」

<URL <https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kokyokoji/rakusatsuhoshiki>>

/1028623.html>に掲載する。

4 参加表明書及び技術提案書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書及び技術提案書を提出すること。

(1) 提出期間

令和8年5月12日（火）から令和8年5月29日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時までの間

(2) 提出先

〒420-8601

静岡県葵区追手町9番6号 静岡県交通基盤部道路局道路企画課企画班

TEL：054-221-3013 FAX：054-221-3337

E-mail：douro_kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

(3) 提出方法

上記提出先まで持参若しくは郵送にて提出すること。

5 ヒアリング以降の審査対象者の選定

参加表明書及び技術提案書を提出した者が5者を超えた場合は、「予定技術者の経験及び能力」及び「企業の能力等」の評価を行い、評価の上位5者程度をヒアリング以降の審査対象者として選定する。

ヒアリング以降の審査対象者に選定された者に対しては、選定通知書により令和8年6月2日（火）までに通知する。

6 非選定理由に関する事項

(1) 参加表明書及び技術提案書を提出した者のうち、ヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により令和8年6月2日（火）までに通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、非選定通知の翌日から令和8年6月9日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までに書面（様式自由）により、発注者に対し非選定理由について、説明を求めることができる。

(3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和8年6月11日（木）までに書面により回答する。

(4) (2)の書面は、4(2)に示す静岡県交通基盤部道路局道路企画課企画班まで提出すること。

提出方法は、電子メール、電送、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及び電送にて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

7 契約予定者を特定するための基準

(1) 次に掲げる評価項目を勘案し特定するものとする。

ア 配置予定技術者の業務経験、CPD、手持ちの業務量

イ 企業の業務成績、優良業務委託表彰、ISOの取組、災害協定、地域貢献活動及び雇用実績

ウ 当該業務の業務理解度、実施手順、特定テーマに対する技術提案の的確性、実現性

エ 上記評価が最も高い者を契約予定者として特定する。ただし、評価の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。

(2) 契約予定者に特定された者に対しては、特定通知書により令和8年6月12日（金）までに通知する。

8 非特定理由に関する事項

(1) 技術提案書を提出した者のうち、契約予定者に特定されなかった者（「5 ヒアリン

グ以降の審査対象者の選定」によりヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者を除く) に対しては、特定されなかった旨と、その理由(非特定理由)を書面(非特定通知書)により令和8年6月12日(金)までに通知する。

- (2) (1)の通知を受けた者は、非特定通知の翌日から令和8年6月19日(金)(土曜日、日曜日及び祝日を除く)までに書面(様式自由)により、発注者に対し非特定理由について、説明を求めることができる。
- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和8年6月23日(火)までに書面により回答する。
- (4) (2)の書面は、4(2)に示す静岡県交通基盤部道路局道路企画課企画班まで提出すること。提出方法は、電子メール、電送、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及び電送にて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

9 その他

- (1) 詳細は、「令和8年度有料道路等の管理運営における官民連携事業の導入可能性調査業務委託 業務説明書」による。
- (2) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 照会窓口は、〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県交通基盤部道路局道路企画課企画班(電話番号 054-221-3013)とする。